

令和 8 年 2 月 25 日

丹波市子ども・子育て会議委員 各位

丹波市教育委員会事務局教育部こども育成課長

意見聴取について（依頼）

平素は、市の幼児教育・保育の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記内容について、子ども・子育て会議委員の皆さまからご意見を頂戴したいと考えております。

つきましては、別紙のとおり概要をお伝えいたしますので、ご意見いただきますようお願い申し上げます。

記

（1）令和 8 年度就学前教育・保育施設整備交付金の申請について

就学前教育・保育施設整備交付金は、認定こども園等の施設整備（大規模修繕等、防犯対策の強化に係る整備等）に活用できる国補助事業（補助割合：国 1/2、市 1/4、事業者 1/4）です。

当該交付金の国への申請は、子ども・子育て会議に諮った整備計画とする必要があるため、令和 8 年度の申請予定の施設整備について、意見を求めるものです。

（2）特定乳児等通園支援事業者の確認について

令和 7 年 10 月 10 日付で意見聴取させていただきました乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）につきましては、同年 10 月 31 日付で認可を行い、同年 11 月 1 日から事業を開始しております。

現在、乳児等通園支援事業は補助事業として実施しておりますが、令和 8 年 4 月 1 日からは、子ども・子育て支援法上の「乳児等のための支援給付（乳児等支援給付費）」に位置付けられます。

この乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う場合、同法第 54 条の 2 の規定に基づき、市の確認を受ける必要があります。確認にあたっては、子ども・子育て会議の意見を聴かなければいけないとされているため、意見を求めるものです。

令和8年度 就学前教育・保育施設整備交付金協議書

※「保育所等」とは、保育所、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所又は認定こども園に係る保育所部分を指しておきます。

都道府県名 兵庫県 部(局)課名 教育部こども育成課
 市町村名 丹波市 担当者名 本庄
 電話 0795-88-5083 mail 本庄@city.tanabe.lg.jp

交付金	施設種別	幼保連携型認定こども園			設置主体	社会福祉法人	既
(フリガナ) 施設名	認定こども園みつみ	(フリガナ) 経営主体名	みつみ福祉会		(フリガナ) 名称	みつみ福祉会	
所在地	(移転前)	(移転後)	兵庫県丹波市山南町谷川1124番地				
本整備の該当箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所等	<input checked="" type="checkbox"/> 教育部分	他の国庫補助金の申請の有無		無		
整備区分	防犯対策(外構)		うち保育所部分	うち教育部分	施設種別の変更	整備前 ⇒ 整備後	保育所等 国庫補助率
定員	現在 190 名 ⇒ 増減 0 名 ⇒ 整備後 190 名	建物延面積及び構造		整備前 1 階 2,217.02 m ² ⇒ 整備後 1 階 2,217.02 m ²	整備前 鉄骨	整備後 鉄骨	1/2 1/2
年次計画	2024	2025	2026	2027	2028	老老交付金額 (保育所部分に係る交付額)	千円
既存施設の状況	既存施設の有無	有	国庫補助の有無	財産処分承認申請の必要の有無		施行計画	契約予定年月日
	建築年度	2007/2009 年度	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は()に「年度」「金額」を記入	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は()に「解体」「転用」「その他」を記入		着工予定年月日	令和8年4月20日
	(経過年数)	18/20 年)		財産処分の種類		完成予定年月日	令和8年5月1日
	老朽度	点	() (2007/2009 年度)	() ()		開所予定年月日	令和8年8月30日
	耐震診断	Is/Iw	(有) (198/119 千円)	() ()			
	現存率	%					
対アセスメントの状況	アスベストの使用の有無	関係法令・必要手続きの確認状況		アスベスト使用建物における工事着工前の必要手続きの予定		工事の際の職員・園児の安全性確保の方法	
	<input type="checkbox"/> 使用されている	<input type="checkbox"/> 確認済みである		特定粉じん排出等作業届出の提出		予定	
	<input type="checkbox"/> 使用されていない	<input type="checkbox"/> 石綿則 <input type="checkbox"/> 大防法		工事着手にかかる事前届出の実施		予定	
	事前調査日	年 月 日		(その他、予定があれば記載)			

用地の状況	所有	2,030.91 m ²	用地未決定の場合における手続きの状況	危険地区指定の有無
	買収予定 (令和 年 月)	m ²		
	借地 (無償貸与)	4,371.00 m ²	用地について (地域住民との調整状況・環境等)	無
	(借用の相手 丹波市)			

施設整備区分	交付基準額						大規模修繕等・防犯対策強化事業の場合
	保育所等			教育部分			
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	
本体							見積書毎の対象事業費
特殊附属工事費							1,865 千円
地域の余裕スペース活用促進加算							1,974 千円
設計料加算							2,088 千円
開設準備費加算							「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択による補助率の嵩上げ適用
土地借料加算							⑤採択による補助率嵩上げなし
解体撤去工事費							保育提供区域名
仮設施設整備工事費							山南地域
計(a)		0	千円		0	千円	財政力指数(3か年平均)
総計(a')							0.436
対象経費の実支出予定額(b)		1,865	千円				木材利用の有無
総事業費(c)		1,865	千円				×
寄付金その他の収入額(d)			千円				PFI事業の該当の有無
(c-d)×補助率(e)		932	千円		0	千円	×
実支出予定額(b)×補助率(f)		932	千円		0	千円	特別な財政措置
(e)と(f)を比較して小さい方(g)		932	千円		0	千円	抵当権の設定の有無
総計(g')							×
交付金の額(h)		932	千円				国土強靱化地域計画
※(a')と(g')を比較して小さい方							明記なし(策定済)
当該年度の交付金額		932	千円				国土強靱化中期計画に資する事業
							該当なし

※2か年事業の場合は(h)×進捗率で当該年度分を算出。2か年目の場合は、1か年目の協議書及び交付決定通知書の写しを添付すること。

施設種別	幼保連携型認定こども園	施設名	認定こども園みつみ
------	-------------	-----	-----------

都道府県・市町村名 兵庫県丹波市

児童年齢別内訳	年齢	0	1	2	3	4	5	合計	支給認定こども 内訳 分別	1号	2号	3号	合計	※児童年齢別内訳 現員 令和8年2月1日現在		
		定員	9	18	24	41	48	50		190	整備前の定員内訳	20	119		51	190
現在	現員	8	12	20	25	35	34	134	整備後の定員内訳	20	119	51	190		定員に占める1号子どもの割合	10.5%
	入所率（現員／定員）								70.5%	定員に占める2・3号子どもの割合			89.5%			
整備後	定員	9	18	24	41	48	50	190	(按分率の算出方法)							
	一時預かり事業を行う場合の人数								0							
	病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）を行う場合の人数								0							
を行う場合の人数								0								

区分	適合状況	延面積	最低基準面積等
乳児室	/	14.85 m ²	1.65m ² ×2歳未満児のうちほふくをしないものの数 (9人) = 14.85 m ²
ほふく室		62.37 m ²	3.3m ² ×2歳未満児のうちほふくをするものの数 (18人) = 59.4 m ²
小計	適	77.22 m ²	
保育室	/	51.84 m ²	1.98m ² ×2歳以上児定員数 (163人) = 322.74 m ²
遊戯室		404.64 m ²	
小計	適	456.48 m ²	
調理室	適	74.26 m ²	最低基準に係る補足等
便所	適	166.16 m ²	
医務室	適	21.72 m ²	
その他	/	1,421.18 m ²	
一時預かり保育室		m ²	
病児・病後児保育室 (病児型・病後児型)		m ²	
地域子育て支援相談室		m ²	
屋外遊戯場		m ²	屋外遊戯場 適
その他		m ²	3.3m ² ×2歳以上児定員数 (163人) = 537.9 m ²
合計		2,217.02 m ²	保育に必要な用具 適

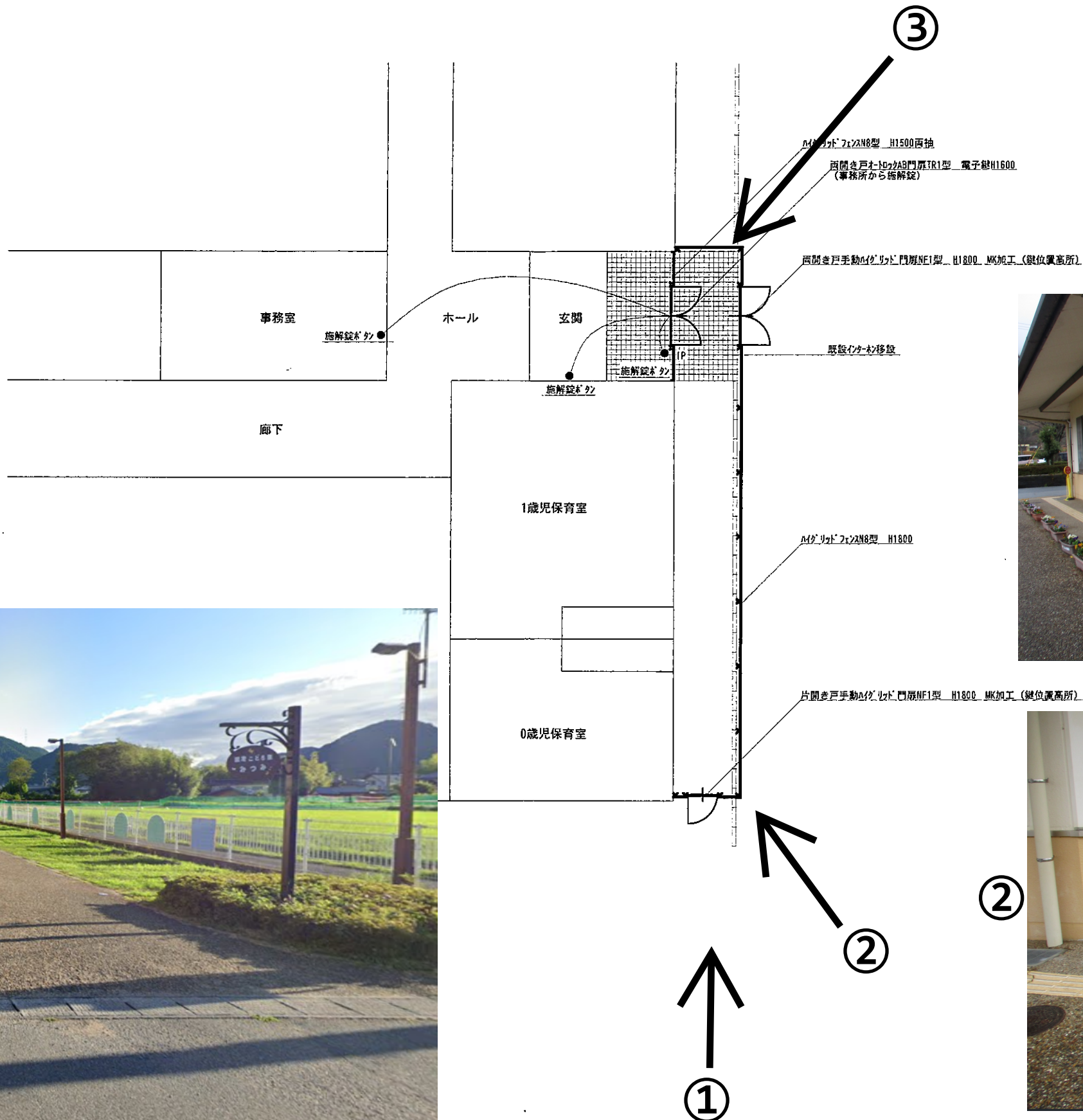
工事（修繕）の内容・施設整備を必要とする理由（民老改築の場合は、緊急的な整備を要する理由）
 車道から園舎までに門の設置がなく、だれでも玄関まで入れる状態になっている。玄関は施錠しているが、登降園の際は施錠を解除している。防犯の抑止力として門とフェンスの設置をしたい。また、防犯の為、園が保護者の確認をしてから玄関に入ってきてもらえるようにオートロックの門扉にしたい。

資金内訳	区分	交付金 千円	市町村負担額 千円	設置者負担						計 千円	総事業費 千円
				一般財源 千円	地方債 千円	医療機構等借入 千円	寄付金 千円	地方単独補助 千円	() 千円		
施設		932	466	467	0	0	0	0	0	467	1,865
計		932	466	467	0	0	0	0	0	467	1,865

市町村の予算措置状況	当初	設置主体の予算措置状況	当初
------------	----	-------------	----



①



③



②

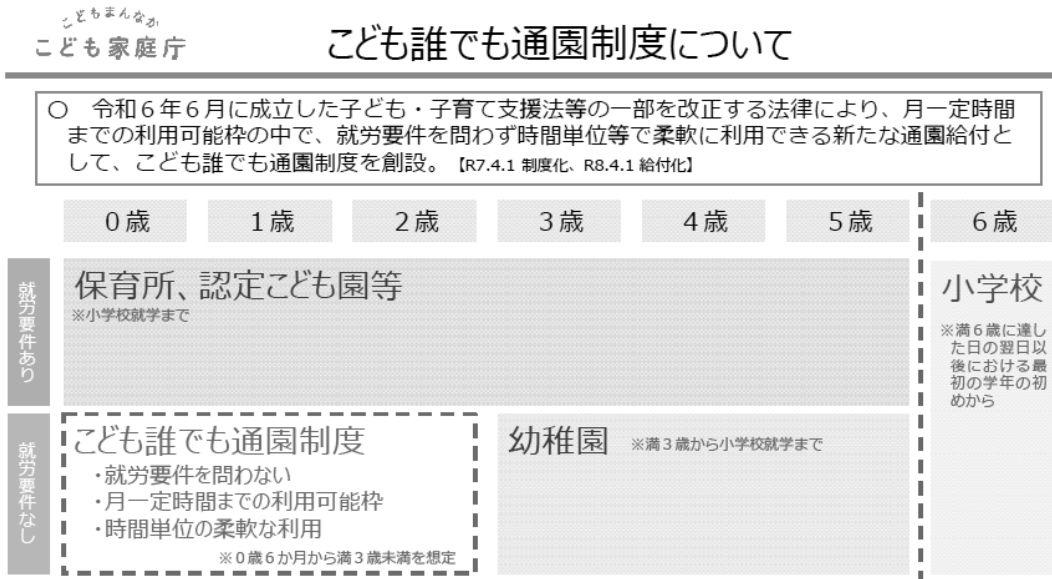
工事名	認定こども園みつみ様 玄関廻りフェンス・門扉工事	工事場所	丹波市山南町	図面名	縮尺 S=1/150	NO.
				計画図	設計年月 令和7年12月	

特定乳児等通園支援事業者の確認について

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

令和6年12月20日にこども家庭庁が公表した「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」にて、全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進として、こども誰でも通園制度の創設が示されました。

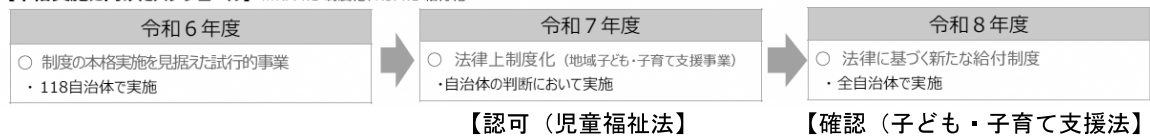
こども誰でも通園制度は、「乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業」と位置づけられており、令和8年度より全国すべての市町村で事業が開始されます。



○確認とは

令和8年度より、子ども・子育て支援法（第六節）に規定する「乳児等のための支援給付（乳児等支援給付費）」に位置付けられます。この乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う場合、同法第54条の2の規定に基づき、市の確認を受ける必要があり、確認を受けた事業者を「特定乳児等通園支援事業者」といいます。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



○確認の基準

市が行う確認にあたっては、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条の規定に基づき、認可基準（丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波市条例第15号））及び市が条例で定める確認基準（丹波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年3月議会会中））を遵守しているかが基準となります。

今回、確認の意見聴取を求める事業者は、令和7年10月1日付で認可した事業者で確認の基準についても遵守できていると考えます。

